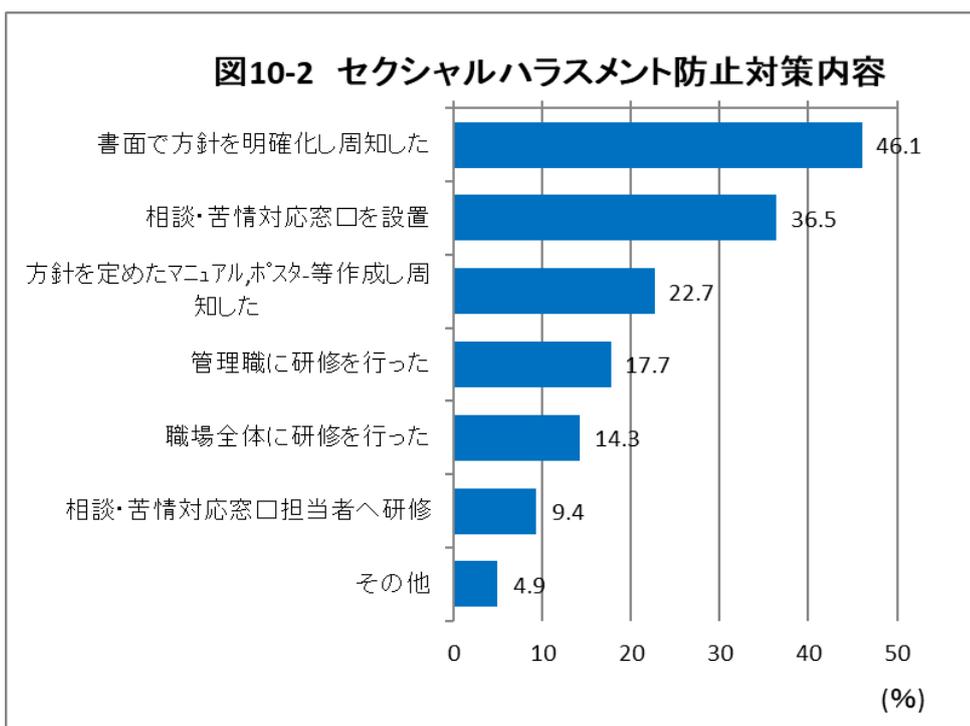
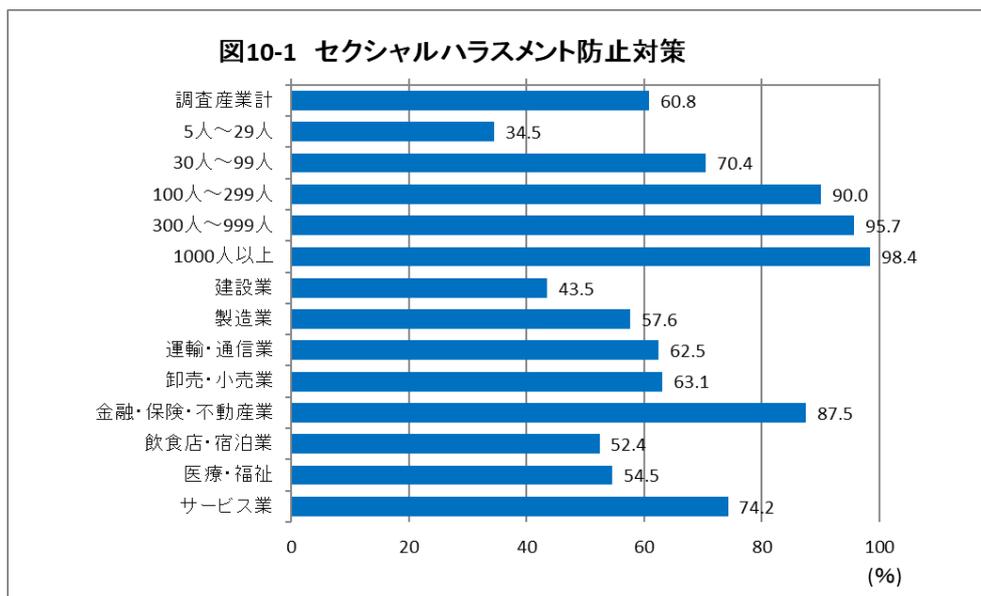


2 セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント

(1) セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策

セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策について、現在取組みのある事業所の割合は60.8%であった。規模別で見ると、1000人以上が98.4%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5～29人が34.5%となっている。また、産業別では、金融・保険・不動産業が87.5%と最も高く、次いでサービス業が74.2%、卸売・小売業が63.1%の順となっている。(図10-1)

その防止対策内容(複数回答)をみると、「書面で方針を明確化し周知した」が46.1%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が36.5%、「方針を定めたマニュアル、ポスター等作成し周知した」が22.7%であった。(図10-2)



(2) マタニティハラスメントを防止するために実施している対策

マタニティハラスメントを防止するために実施している対策について、現在取組みのある事業所の割合は 53.2%であった。規模別でみると、1000人以上が 95.2%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5～29人が 28.0%となっている。また、産業別では、金融・保険・不動産業が 75.0%と最も高く、次いで運輸・通信業が 62.5%、サービス業が 62.1%の順となっている。(図 11-1)

その防止対策内容(複数回答)をみると、「書面で方針を明確化し周知した」が 37.2%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が 28.3%、「方針を定めたマニュアル、ポスター等作成し周知した」が 15.3%であった。(図 11-2)

